

外貨建保険の共通KPIに関する分析

＜2022年3月末基準＞

2023年1月20日
金 融 庁



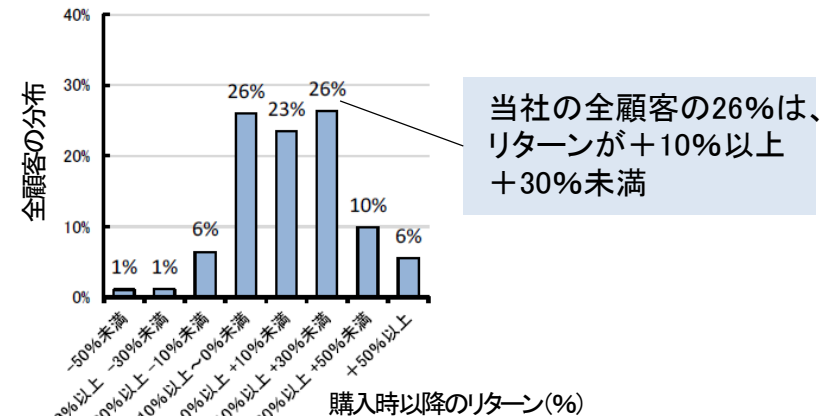
外貨建保険の共通KPIの概要

- 金融事業者の選択に当たっては、他の金融事業者と取組状況を比較することが有益である。金融庁としては、国民が、各金融事業者が設定・公表する自主的なKPIを比較検討することに加え、リスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンを長期的に確保できているかを比較検討できるよう、金融事業者が、共通の定義によるリターンに関連する統一的な指標（以下、「共通KPI」）を公表することを期待している。

① 運用評価別顧客比率

基準日に外貨建保険を保有している各顧客について、購入時以降のリターンを算出し、全顧客を100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したもの。

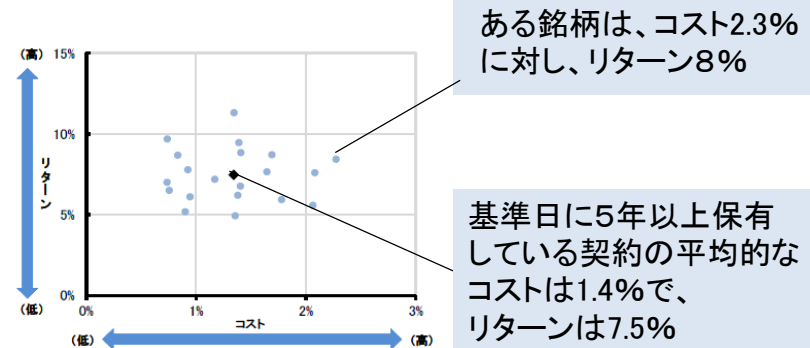
$$\text{購入時以降のリターン}(\%) = \frac{\text{基準日の解約返戻金額} + \text{基準日の既支払金額} - \text{契約時点の一時払保険料 (いずれも円換算)}}{\text{契約時点の一時払保険料 (円換算)}}$$



② 銘柄別コスト・リターン

外貨建保険の各銘柄について、平均コスト(※1)と平均リターン(※2)をプロットしたもの(最大20銘柄)。

- (※1) 基準日に5年以上保有している契約について、各契約の新契約手数料率と継続手数料率(支払累計)の合計値を契約期間(経過月数)で年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均
- (※2) 基準日に5年以上保有している契約について、各契約の契約時点の一時払保険料に対する、基準日時点の解約返戻金額+基準日までの既支払金額の増加率を年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均



(注1) 保障性を有することや長期保有を前提とする等の保険商品としての特徴については、次のとおり定性的に記載する。

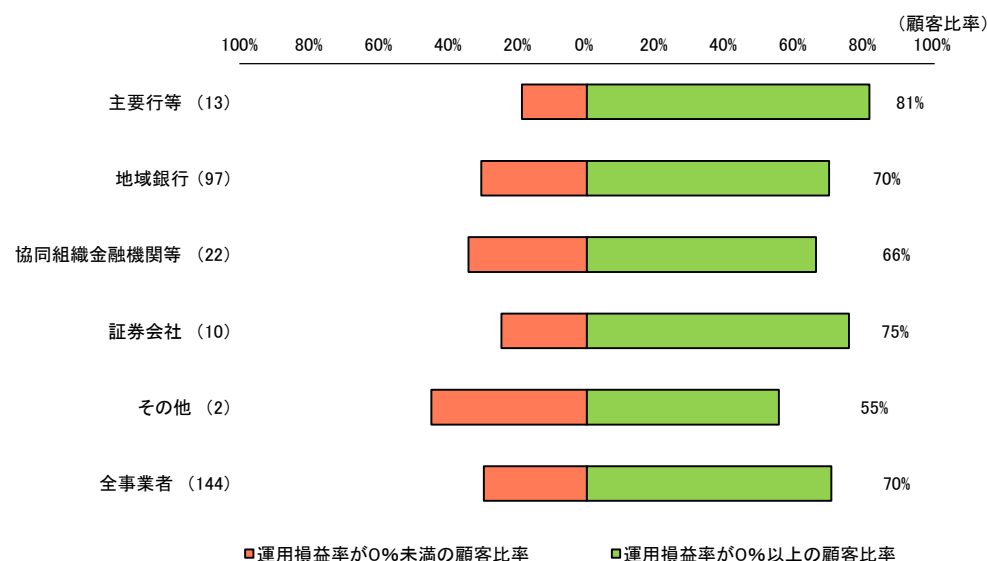
- 外貨建保険は、保障と運用を兼ねており、満期や死亡の際には保険金が支払われます。解約時には解約返戻金が支払われますが、保険商品は長期保有を前提としており、特に、契約後の早い段階に解約した場合に受け取る解約返戻金は、一定額の解約控除等により、一時払保険料を下回る場合があります。
- 解約返戻金は基準日時点の為替レートで円貨換算しており、満期まで保有した場合や、外貨で受け取る場合の評価とは異なります。

①②の詳細な定義については、[こちら](#)を参照。

①・② 運用評価別顧客比率／各金融事業者における外貨建保険のコスト・リターン

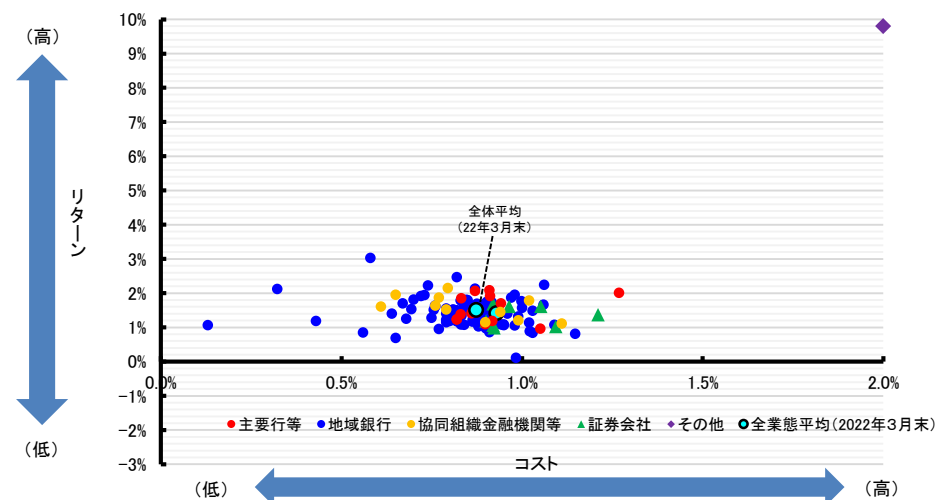
- 外貨建保険を保有している顧客の基準日時点の運用評価を算出した**運用評価別顧客比率**を見ると、2022年3月末基準で、**運用評価率がプラスとなっている顧客の割合**（金融事業者144者の単純平均）は、**約7割**であった（図表1）。
- 業態別に見ても、運用評価率がプラスになっている顧客の割合は、各業態とも概ね約7割を超えている。
- 各金融事業者が販売している外貨建保険のうち、契約日から5年以上経過した外貨建保険のコスト・リターンを検証したところ、両者に明瞭な関係は認められない（図表2）。

図表1 外貨建保険の運用損益別顧客比率（2022年3月末基準）



(注1) 基準日22年3月末
 (注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった金融事業者(144者)を集計(単純平均)
 (注3) 各業態の右側のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注4) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (注5) その他は、保険会社等1者、日本郵便
 (資料) 金融庁

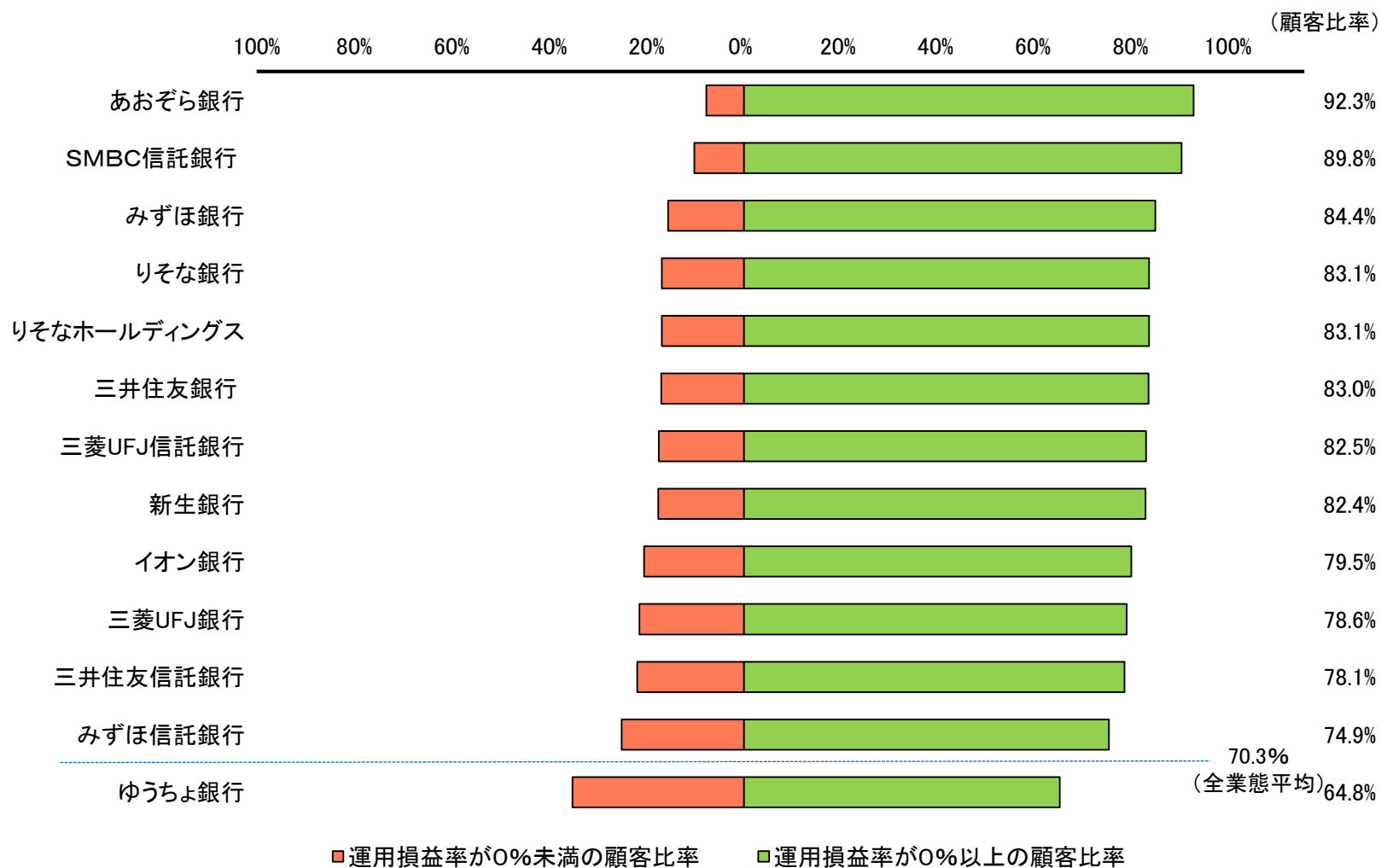
図表2 コストとリターン（全公表事業者）



(注1) 基準日は22年3月末
 (注2) 業態別及び全業態平均(22年3月末)は、22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった金融事業者のうち、基準日に5年以上保有している契約がある129者を集計
 (注3) コストは、各契約の新契約手数料率と継続手数料率(支払累計)の合計値を契約期間(経過月数)で年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均した値。リターンは、各契約の契約時点の一時払保険料に対する、基準日時点の解約返戻金額＋基準日までの既支払金額の増加率を年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均した値
 (資料) 金融庁

【参考1】 主要行等の外貨建保険の運用損益別顧客比率

■ 主要行等(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は22年3月末

(注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった主要行等(13者)を集計

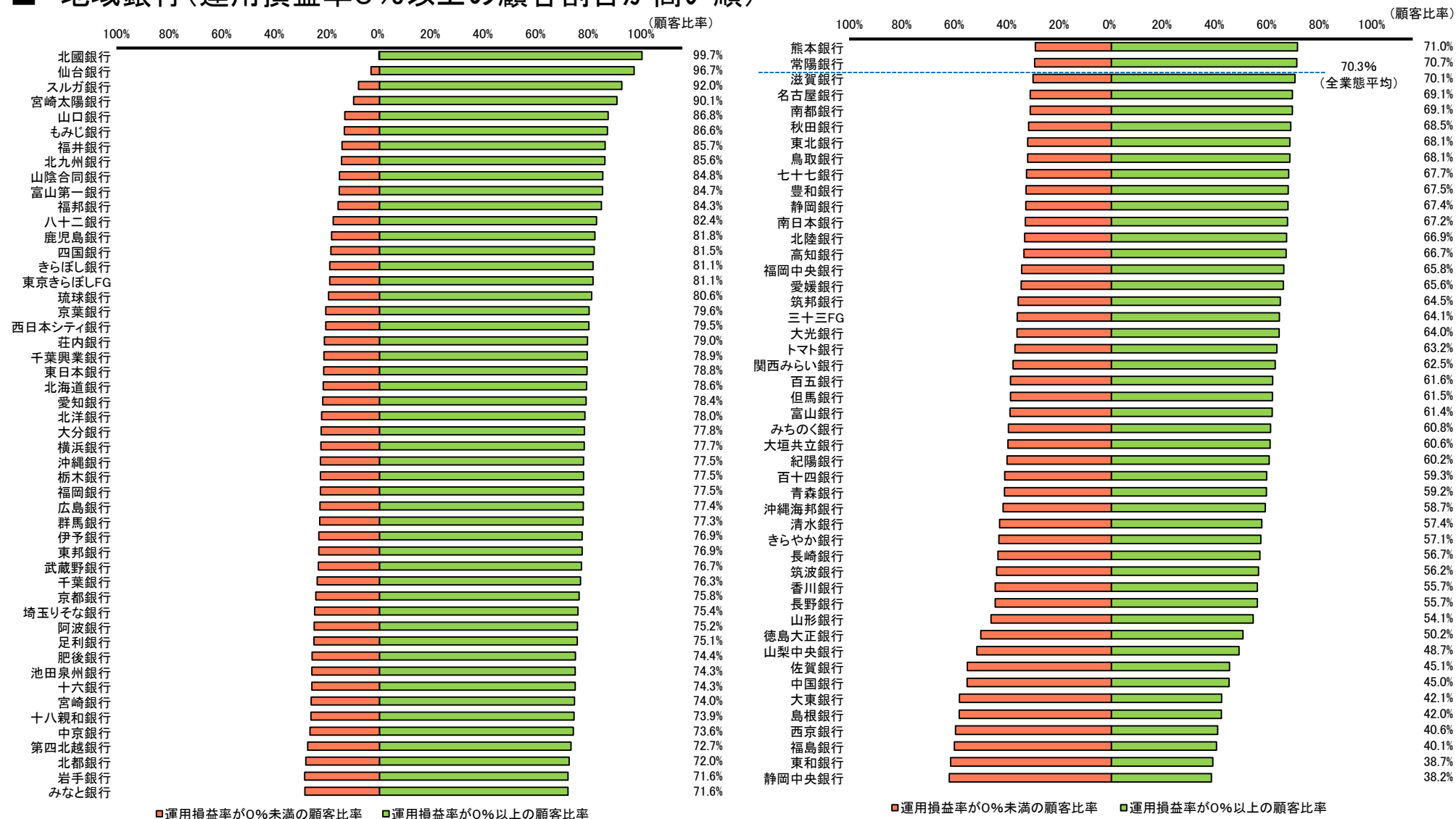
(注3) 各者の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合

(注4) 運用損益率が0%以上の顧客比率が同一の場合は、五十音順に記載

(資料) 金融庁

【参考2】 地域銀行の外貨建保険の運用損益別顧客比率

■ 地域銀行(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は22年3月末

(注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった地域銀行のうち、上位50者を集計

(注3) 各者の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合

(注4) 運用損益率が0%以上の顧客比率が同一の場合は、五十音順に記載

(資料) 金融庁

(注1) 基準日は22年3月末

(注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった地域銀行のうち、下位47者を集計

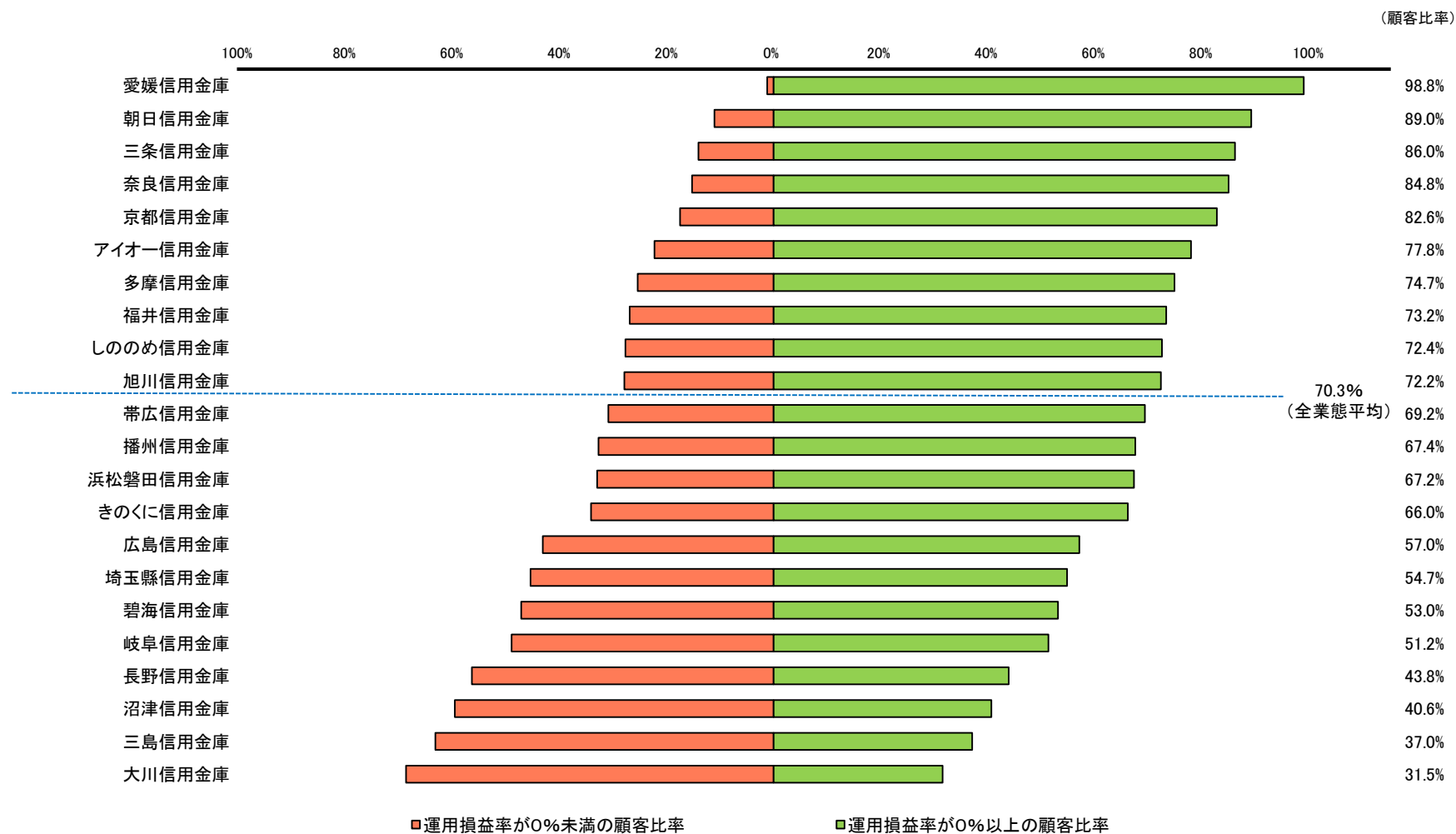
(注3) 各者の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合

(注4) 運用損益率が0%以上の顧客比率が同一の場合は、五十音順に記載

(資料) 金融庁

【参考3】 協同組織金融機関等の外貨建保険の運用損益別顧客比率

■ 協同組織金融機関等（運用損益率0%以上の顧客割合が高い順）



(注1) 基準日は22年3月末

(注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった協同組織金融機関等(22者)を集計

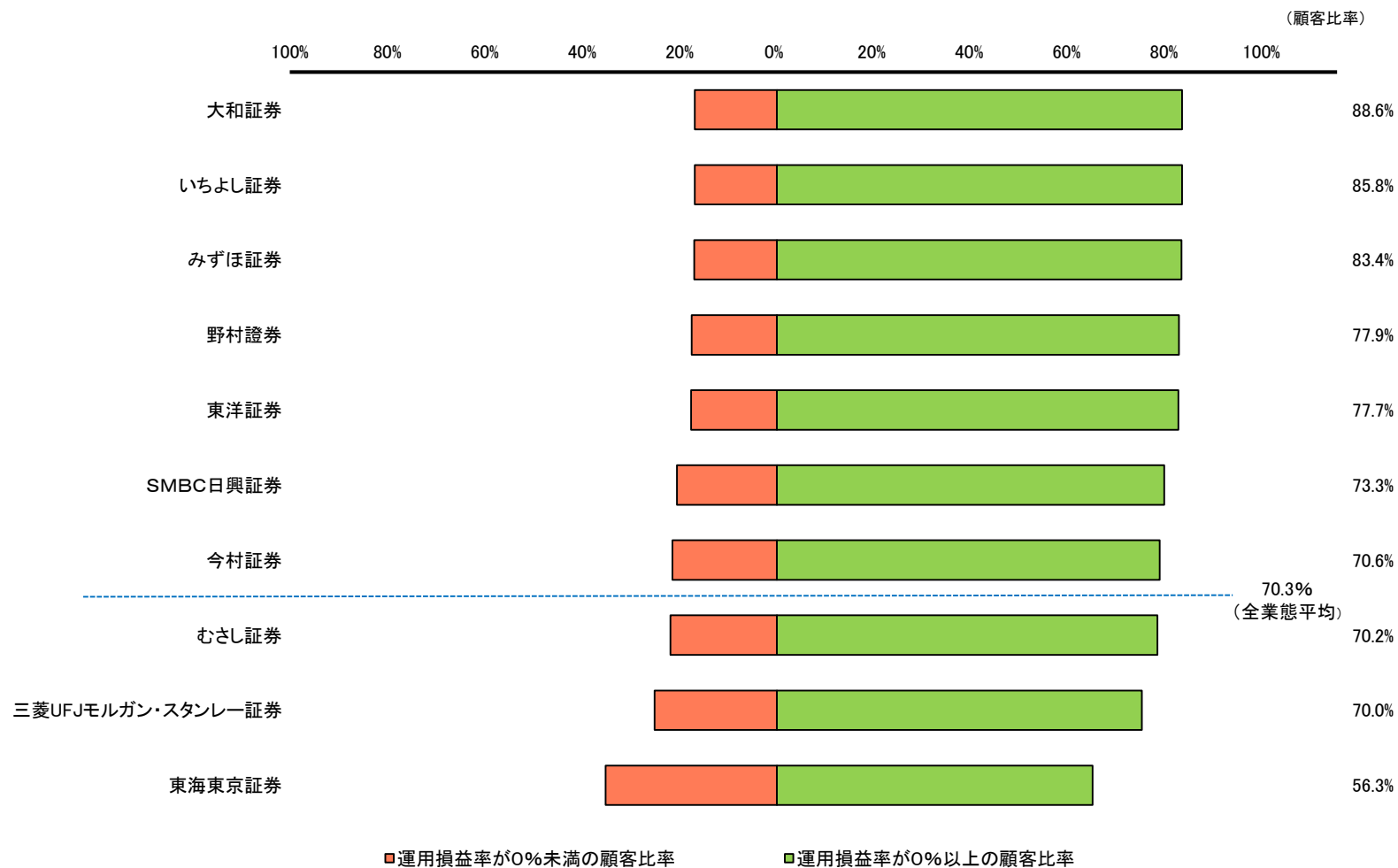
(注3) 各者の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合

(注4) 運用損益率が0%以上の顧客比率が同一の場合は、五十音順に記載

(資料) 金融庁

【参考4】 証券会社の外貨建保険の運用損益別顧客比率

■ 証券会社（運用損益率0%以上の顧客割合が高い順）



(注1) 基準日は22年3月末

(注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった証券会社(10者)を集計

(注3) 各者の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合

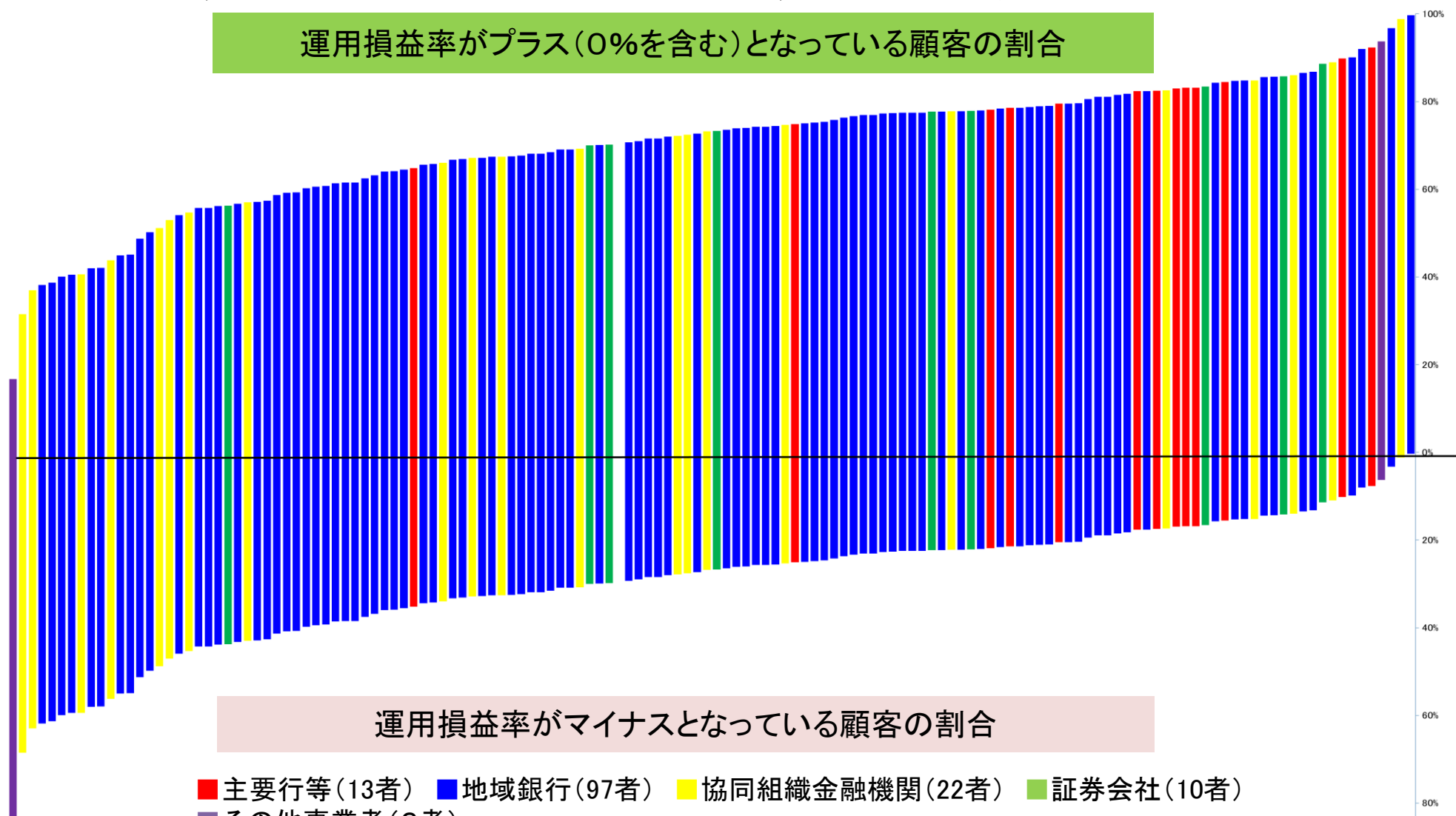
(注4) 運用損益率が0%以上の顧客比率が同一の場合は、五十音順に記載

(資料) 金融庁

【参考5】 外貨建保険の運用損益別顧客比率(全業態)

■ 運用損益別顧客比率(全業態)(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)

運用損益率がプラス(0%を含む)となっている顧客の割合



運用損益率がマイナスとなっている顧客の割合

■ 主要行等(13者) ■ 地域銀行(97者) ■ 協同組織金融機関(22者) ■ 証券会社(10者)
■ その他事業者(2者)

(注1) 基準日は22年3月末

(注2) 22年3月末基準で外貨建保険の共通KPIを公表し、当庁に報告のあった金融事業者(144者)を集計

(注3) その他事業者は、保険会社等1者、日本郵便

(資料) 金融庁